



2025 年 7 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ゴ ー ル ド ク レ ス ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 安 川 秀 俊
(コード番号 8871 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 伊 藤 正 樹
(TEL. 03-3516-7111)

株主からの提訴請求への当社の対応について

2025 年 5 月 30 日付「株主からの提訴請求に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、当社は、2025 年 5 月 23 日、当社株主である株式会社ストラテジックキャピタルから、当社の代表取締役である安川秀俊（以下「安川」といいます。）が、当社の取締役会の承認を得ることなく、安川が事実上主宰する会社（以下「本件会社」といいます。）を通じ、当社の事業と競合する分譲マンションの開発行為を行ったことが競業避止義務違反にあたるとして、当社が安川に対して、総額 20 億 7,084 万円の損害賠償を求める訴えを提起するよう請求する書面（以下「本提訴請求書」といいます。）を受領しました。

これに対し、当社監査役は、当該株主からの請求の適否を判断するため、調査・検討を進めてまいりました。

その結果、監査役全員一致の意見として、安川には、主に下記の理由から本提訴請求書記載の損害賠償責任が認められないとの判断に至り、安川に対する責任追及の訴えを提起しないことを決定した旨、2025 年 7 月 22 日付で監査役から取締役会に報告がありましたので、お知らせいたします。

記

1. 本件会社が取得した土地（以下「本件用地」といいます。）で開発分譲したマンション（以下「本件マンション」といいます。）と当社が開発分譲したマンションとでは、商品のコンセプトや販売単価が大きく異なることから、市場における競合性に乏しいと判断されること、また、当時当社が本件用地にてマンションを開発して販売を行うことを想定した場合の想定利益は当社の水準に大きく満たず、当社による事業実施は想定されなかったこと等によれば、本件会社による本件マンションの開発及び販売が、当社との関係で「会社の事業の部類に属する取引」（会社法 356 条 1 項 1 号）に該当するとは認められない。
2. 本件会社が本件マンションを開発して販売することについて、当社が販売代理を受託することとあわせて、当社の取締役会で承認されたと評価できる。
3. 当社は本件マンションの販売代理を受託しており、その結果、当社は本件用地に係る事業リスクを負うことなく販売代理手数料を得られていること等を踏まえれば、当社に損害が発生したとは認められない。

以上